

鳥取梨生産振興事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (生産振興課長または各事務所長が定める日まで)

交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請を受け付けた日から20日以内)

交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

事業の完了とは、果樹園や園内道の整備完了、奨励金の交付額の確定、機械の導入完了、育苗試作の終了、育苗施設の設置完了または補助対象経費の支払い完了等をいう。

この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または完了年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

補助金の支払い

提出書類: 実績報告書、事業報告書及び収支決算書

支払い時期: 実績報告後に必要に応じて県が現地調査等を行い、県は補助金額の確定を通知する。確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払う。

資料提出・問い合わせ先

「新甘泉等」特別対策事業及び梨生産振興事業のうち、
生産基盤整備対策、育成促進対策、高接ぎ奨励
鳥取梨産地復興・発展加速化事業のうち、育苗委託促進対策
低コスト体制強化事業

、 について、所轄の県事務所: 東部農林事務所、八頭事務所、中部総合事務所、
西部総合事務所、日野振興センターの農(林)業振興課(室)

、 以外について、県庁生産振興課: 園芸振興担当